

業務指示書

ミャンマー国インフラ緊急復旧改善事業（チャンギンセメント工場改修・更新事業）準備調査（ファスト・トラック制度適用案件）

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構（JICA）（以下「機構」という。）が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限： 2013年7月4日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 馬渡 園子 Mawatari.Sonoko@jica.go.jp

質問に対する回答： 2013年7月5日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

1 共同企業体の結成の可否

（ ） 認めません。

（ ） 認めます。

（○） 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

（ ） 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

（ ） 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員にはなれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

【業務主任(総括)について】

() 業務主任者(総括)については補強を認めません。

(○) 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。
注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
注6) 通訳団員については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・日本国法令に基づき設立された内国法人(外資系を含む。)に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・内国法人が外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材で、いずれかの外国法人に在籍するもの又は個人コンサルタント

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 当該業務実施上のバックアップ体制（本邦／現地）
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：セメント・石炭分野に係る各種調査

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針
 - (2) 業務実施の方法
 - (3) 作業計画
 - (4) 要員計画
 - (5) 業務従事者毎の分担業務内容（国内及び現地）
 - (6) 現地業務に必要な資機材
 - (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
 - (8) その他
- (各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。)
- (○) (1) と (2) を併せた記載分量は、10ページ以下としてください。
- () (1) と (2) を併せた記載分量は、10ページ程度としてください。

注) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。)

- () 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。
- (○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めません）。副業務主任者は1名を上限とする。上記、「2 業務の実施方針等、(4) 要員計画」においては、業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループとしての配置計画を立案・記載することとし、業務主任者と副業務主任者の個々の配置計画の記載は不要とする。

(2) 業務主任者（／副業務主任者）の経歴

以下(3)に掲げる項目に加え、総括責任者として必要な経験、能力等について記載して下さい。

(3) 評価対象業務従事者（評価対象者のみ）の経歴

- 1) 類似業務の経験
- 2) 海外業務の経験

- 3) 対象国（ミャンマー及びその他全途上国）での業務の経験
- 4) 語学能力（語学は認定書（写）を添付）（英語）
- 5) 学歴、業務歴、取得学位、資格等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 研修受講実績
- 7) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2013年7月9日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写5部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含む）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス (Y2) を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(MMK1 = 0.109 円 , US\$1 = 101.03 円 , EUR1 = 131.21 円)

第8 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。但し、技術評価の結果、各プロポーザル提出者の技術評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点の差が第1位の者の技術評価の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加算し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加算します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/産業分析

石炭資源分析・石炭関連インフラ整備

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

5.50 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2013年7月22日(月)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の経験・能力
- ②本件業務の実施方針
- ③業務主任者及び業務従事者の経験・能力

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

・技術評価点の差が僅少で見積価格を加味した場合には、価格点と技術評価点を合わせた合計点を公表する。

第9 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成要領」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成要領」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html)

(3) 規定：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「規定」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

（ ）本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

以上

(補足説明)

1. プロポーザル提出様式の変更について

- (1) プロポーザルの提出様式については、環境配慮の観点から、従来の2穴バインダー（2穴リング式）綴じから紙製のフラットファイル綴じとします。

2. 契約変更手続きについて

(1) 要員計画の確定・変更

● 契約変更が必要な事項

- ア. 契約時の総人月が増える場合
- イ. 業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）の交代
- ウ. 増額の必要が生じる場合

● 打合簿の作成が必要な事項

- ア. 業務従事者（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）以外）の交代
- イ. 業務従事者間または同一業務従事者自身の現地作業と国内作業の人月の振替（業務主任者（総括）・副業務主任（副総括）を含む）
- ウ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の資格要件の確認
- エ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の確定
- オ. 渡航回数の変更又は業務従事者間の渡航の振替

● 打合簿を省略できる事項（担当事業部に報告）

- ア. 現地調査従事予定日（業務計画書では目安）の確定、変更
- イ. 業務従事者間または同一の業務従事者の現地作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、航空賃を除いた旅費全体額、直接人件費（現地作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）
- ウ. 業務従事者間または同一の業務従事者の国内作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、直接人件費（国内作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）

【留意事項】

- ・〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間流用はできず、〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕のそれぞれの費目において増額の必要が生じる場合は、以下(3)のとおり契約変更を行う。
- ・異なる格付けの業務従事者間の人月の振替に関しては、旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等の増減に留意する。また、同じ業務従事者であっても、国内作業と現地作業とを振り替えることにより旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等が増額になる可能性があるため、同様に留意する。
- ・業務従事者の交代・確定にあたっては、変更後の従事者の履歴書（評価対象業務従事者）または業務従事者名簿（評価対象外業務従事者）を打合簿に添付する。
- ・同一業務従事者の現地作業と国内作業との振替については、それぞれの業務内容の増減を確認し、必要に応じてその内容及び理由を打合簿にて確認する。

(2) 費目間流用

- 〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間の流用はできない。
ただし、〔直接経費〕内の費用に関しては、状況により費目間の流用が可能な場合がある。

(3) 打合簿または契約変更による契約金額増減の手続き

●変更により契約金額が増額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下の場合

(ア)打合簿による変更承認（調達部契約課の合議が必要）

(イ)変更契約書締結

●変更により契約金額が減額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下

(ア)精算時戻入

【留意事項】

- ・契約履行期間を変更する場合は、契約金額の変更の有無にかかわらず、必ず契約変更を行う。

以上

プロポーザル評価表

ミャンマー国インフラ緊急復旧改善事業（チャンギンセメント工場改修・更新事業）
準備調査（ファスト・トラック制度適用案件）

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の経験・能力	(20.00)	
(1) 類似業務の経験	12.00	
(2) 当該業務実施上のバックアップ体制（本邦/現地）	8.00	
2. 本件業務の実施方針	(20.00)	
(1) 業務指示書の理解度	2.00	
(2) 業務方針的確性	7.00	
(3) 業務方法、作業計画の業務方針との整合性、現実性等	8.00	
(4) 要員計画の妥当性	3.00	
(5) その他（実施設計・施工監理体制）		
(6) 業務主任者によるプレゼンテーション（業務方針的確性、現実性等）		
3. 業務主任者及び業務従事者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
1) 業務主任者の経験・能力 総括/産業分析	(40.00)	(32.00)
イ 類似業務の経験	16.00	13.00
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	4.00	3.00
ハ 語学力	6.00	5.00
ニ 業務主任者としての経験及び評価	8.00	6.00
ホ その他学位、資格等	6.00	5.00
ヘ 業務主任者によるプレゼンテーション（専門的資質、表現方法の理論性、説得力、業務への取組意欲等）		
2) 業務管理グループの管理体制	-	(8.00)
イ 業務管理体制	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力	(20.00)	
1) 担当事項：石炭資源分析・石炭関連インフラ整備	(20.00)	
イ 類似業務の経験	10.00	
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	2.00	
ハ 語学力	4.00	
ニ その他 学位、資格等	4.00	
2) 担当事項：	()	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
3) 担当事項：	()	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
4) 担当事項：	()	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

ミャンマー国（以下、「ミ」国）は低廉な労働力や豊富な国内資源を有しており、産業開発の潜在力は高いとされる一方で、経済制裁に伴う外国直接投資の減退や厳格な投資規制の影響で国内産業の停滞が長く続いている。同国政府が国内インフラの整備を重点政策として標榜する中、セメント等の基幹資材を生産するプラント施設の老朽化が著しい。

国営最大のチャンギンセメント工場（工業省傘下）では、生産能力の低下（定格生産量 1,600 トン/日に対し、実績 1,050 トン/日）、低いエネルギー効率に伴う環境負荷・財務負荷の大きさが問題となっている。今後の経済成長を支えるインフラ整備を迅速に推進するうえで目下、不可欠となる基幹資材であるセメントの国内生産能力強化のために既存セメント工場の施設改修・更新は喫緊の課題といえる。また、「ミ」国政府は、本セメント工場の更新に当たっては、セメント原料焼成に必要な燃料に、既存の天然ガスのみならず石炭も活用したい意向を示している。

「ミ」国政府は、経済成長による貧困克服を重点政策として産業振興による雇用の拡大、またそのための国内インフラの整備を最優先課題の一つに位置付けており、本事業はこの取り組みの推進に寄与するものである。

我が国の対ミャンマー経済協力方針（2012年4月）は、「持続的経済成長のために必要なインフラや制度の整備等の支援」を重点分野の一つとしている。本事業は、インフラ整備に必須となる資材であるセメントの生産能力強化を通じて持続的経済成長に寄与するものであり、同方針と合致している。なお、2013年6月7日、「インフラ緊急復旧改善事業（フェーズ1）」にかかるL/Aが署名された。

本業務では上記背景を踏まえ、燃料の併用（天然ガス・石炭）も含めた、同セメント工場改修・更新事業（有償資金協力）に係る協力準備調査を行うことを目的とする。

2. プロジェクトの概要

（1）事業名

インフラ緊急復旧改善事業（チャンギンセメント工場改修・更新事業）

（2）事業の目的

本事業は、「ミ」国エーヤワディー地域チャンギン郡区においてセメント工場の改修・更新を行うことにより、インフラ整備の基幹資材であるセメントの生産能力の強化及び安定供給と、環境負荷・財務負荷の改善の実現を図ることを目的とする。

（3）案件概要

- 1) セメント製造設備（原料粉砕機、セメントキルン（焼成設備）ストレージ等）改修・更新（土木工事、資機材調達・据付等）
- 2) コンサルティング・サービス（施工監理、環境社会配慮モニタリング、運営維持管理支援、入札補助等）

(4) 対象地域

エーヤワディー地域チャンギン郡区

(5) 実施機関

工業省第三重工業公社 (No. 3 Heavy Industries Enterprise, Ministry of Industry)

(6) 本プロジェクトに関連する我が国の主な援助活動

日本は、チャンギンセメント工場に対し、1979年から約5年間、合計2次にわたる有償資金協力をを行い、生産能力の増強などを支援してきた。

3. 業務の目的

本業務は、もともと現在製造に使用している天然ガスの継続使用を前提とした実施が計画されていたインフラ緊急復旧改善事業（チャンギンセメント工場改修・更新事業）について、天然ガスの供給の問題から、燃料の併用（天然ガス・石炭）の可能性を調査すると共に、石炭のみを燃料として使用する場合も含め、事業目的、概要、事業費、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境社会配慮面等、円借款事業として実施するための審査に必要な調査を行うことを目的とする。

4. 業務の範囲

「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 業務実施上の留意事項」を踏まえつつ、JICA及び「ミ」国側関係諸機関と十分な意見交換を行いながら「6. 業務の内容」に述べる内容の調査を実施するとともに、業務の進捗に応じ「7. 成果品等」に記載の報告書を作成するものとする。

5. 業務実施上の留意事項

(1) 調査の手法、調査項目

本業務指示書は、これまで判明した事実及び現地から入手した情報などを基に作成したものである。コンサルタントは、本事業が円借款候補の案件であることを念頭におき、より効率的かつ効果的な調査手法等を検討の上、プロポーザルに記載、提出すること。なお、本業務指示書に記載している事項以外にコンサルタントが必要と判断する調査項目についても、プロポーザルに記載して提案すること。これまで収集された関連資料・情報を収集・よく分析し、「ミ」国側に対して、重複した情報収集は行わないこと。

(2) 円借款検討資料としての位置づけ

本業務の結果は、本事業に対する円借款の審査をJICAが実施する際、その検討材料として用いられることになる。本業務で取りまとめる事業内容は、円借款事業の原案として取り扱われることになることから、事業内容の計画策定については、業務の過程で随時十分にJICAと協議すること。

また、本業務で検討・策定した事項が、「ミ」国関係機関への一方的な提案とならないよう、「ミ」国政府と十分な合意形成を行い、実現可能かつ具体的な内容とすること。

但し、本業務は円借款供与を約束するものではないことに留意し、「ミ」国側関係者に本業務

の結果がそのまま円借款事業として承認されるとの誤解を与えないよう留意すること。

(3) 審査の重点項目

本業務の結果が円借款事業の審査の検討資料となるために、以下の項目については、結果の取りまとめに際して、JICA から基本的な基準、取りまとめの様式等を指示することがある。

- 1) 調達・施工方法
- 2) 事業費
- 3) 事業実施機関の実施体制
- 4) 操業・運営／維持管理体制
- 5) 運用・効果指標
- 6) 環境社会配慮

また、審査にあたり必要な項目を追加して調査依頼を行う可能性がある。

(4) 環境社会配慮

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年4月）」（以下、JICA 環境社会配慮ガイドライン（2010年4月））に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断されるため、カテゴリ B を想定している。

(5) 設計の精度

本調査では、円借款事業としての妥当性を判断できるレベルの設計、積算を実施するものとする。

6. 業務の内容

上記「5. 調査実施上の留意事項」を踏まえつつ、以下を基本とする調査を実施する。コンサルタントは、国内作業及び現地作業について、効果的・効率的な調査方法・スケジュールをプロポーザルにて提案を行うこと。

(1) 関連資料・情報の収集・分析

チャンギンセメント工場や本事業及びエネルギーセクターに関する資料（JICA 有償資金協力専門家「プラント改修計画策定支援専門家派遣」にて収集された情報や、JICA 基礎情報収集調査「ミャンマー国 石炭火力発電分野 情報収集・確認調査」の資料、JICA 基礎情報収集調査「ミャンマー国 国有企業に係る情報収集・確認調査」の資料、ADB「Myanmar: Energy Sector Initial Assessment」など）を収集・分析し、「ミ」国政府からの要請の背景及び内容、本事業、及び「ミ」国における石炭セクターの概況を把握する。

また、国有企業運営の民間への委譲について、工業省・関係省庁の意向・計画を確認する。

(2) インセプション・レポートの作成

上記の結果や業務実施にあたって実施機関等に対応を求める事項などを取りまとめて、インセプションレポート（案）を作成する。JICA からのコメントを反映したインセプション・レポー

トを完成させ、提出する。

(3) 各派遣前打合せの実施

JICA 東南アジア・大洋州部及び産業開発・公共政策部との協議を行う。

(4) インセプション・レポートの実施機関等への説明・協議

第一次現地調査冒頭に、インセプション・レポートに基づき、JICA「ミ」国事務所及び「ミ」国側関係機関等に説明し、調査方針、調査計画等内容を説明し、同意を得る。

(5) 情報の確認

- 1) 鉱山省、エネルギー省、及び両省傘下の公団・公社など「ミ」国の石炭関係機関やその他石炭関係民間企業を訪問し、必要な情報の収集、「ミャンマー国 石炭火力発電分野 情報収集・確認調査」で収集された情報の確認及びアップデートを行う。
- 2) 環境保全・林業省など「ミ」国環境関係機関を訪問し、必要な情報の収集、「ミャンマー国 石炭火力発電分野 情報収集・確認調査」で収集された情報の確認及びアップデートを行う。
- 3) 工業省を訪問し、「ミャンマー国 国有企業に係る情報収集・確認調査」で収集された情報の確認及びアップデートを行う。
- 4) 工業省・関係省庁を訪問し、国有企業運営の民間への委譲について、意向・計画を確認する。
- 5) チャンギンセメント工場を訪問し、関連資料の情報の確認及びアップデートを行う。

(6) 関連政策、セメント産業の動向等の調査

- 1) 「ミ」国内のセメント需要、及び今後の需要予測
- 2) 近隣諸国のセメント産業動向
- 3) 「ミ」国内の企業のセメント産業動向(官民及び外資の進出の動向も含む)
- 4) 工業省におけるセメント産業に関する政策
- 5) 2015年のASEAN統合後のセメント産業の状況予測(セメントの需要・供給予測含む)

(7) 燃料調達に関する調査(天然ガス及び石炭)

*石炭については国内炭と輸入炭を調査する。

1) 天然ガス: 現在燃料として使用されているが、今後の供給計画(本セメント工場への供給量・供給価格)につき、確認を行うこと。

2) 国内炭: 以下の観点から、本事業への妥当性を検討すること。なお、「ミ」国側は①サガイン州のカレワ炭田と②シャン州のナンマ炭田からの調達を想定している。

が、その他有望な供給源となる炭田があれば、関連資料等を調査し、提案し、必要な調査を、JICAと相談の上、行うこと。

- A) 供給源となる炭鉱の妥当性検証
- B) 埋蔵量(供給可能年数)
- C) 生産能力(今後の増産計画含む)

- D) 石炭炭質
- E) 石炭価格
- F) 炭鉱からの供給経路・積み出し・搬入・貯蔵に係る現在の設備能力と今後必要な設備・コスト
- G) 環境・社会配慮

3) 輸入炭：既存の調査資料なども利用し、石炭の国際市場動向を確認する。また、先方はインドネシアなどからの輸入を想定していることから、以下の観点から、本事業への妥当性を検討すること。ただし、調査の過程で絞り込みは有り得る。

- A) 供給源となる炭田の妥当性検証
- B) 埋蔵量（供給可能年数）
- C) 生産能力（今後の増産計画含む）
- D) 石炭炭質
- E) 石炭価格
- F) 炭鉱からの供給経路・積み出し・搬入・貯蔵に係る現在の設備能力と今後必要な設備とコスト
- G) 環境・社会配慮

4) 資源リサイクル・廃熱活用の可能性の検討

(8) 事業スコープの検討

上記(4)～(7)を踏まえ、複数の代替案を比較検討したうえで、最適な改修・更新計画案の検討（セメント製造設備、コンサルティングサービス、その他輸送・受入設備など調査の結果必要と思われる設備）をする。

現時点では、天然ガス、石炭、その併用の場合それぞれの事業スコープを検討することを想定している。また、以下、(9)、(10)も同様。ただし、調査の過程で、絞り込みは有り得る。

(9) 調達・施工方法

本事業の調達・施工方法について確認を行う。

(10) 事業実施スケジュール

施工計画を踏まえ、本体コンサルタントの選定、本体工事入札、詳細設計、本体工事の施工等を含めた期間について、月単位のバーチャートにより事業の実施スケジュールを策定する。この際、クリティカルな施工計画や、調達パッケージ及び本体施工以外の工程等を示したうえで、スケジュールの妥当性を検討すること。

(11) プロジェクトの概略事業費の積算

プロジェクトの概略事業費については、以下の指示に従って積算を行う。

1) 事業費項目

概略事業費の積算に当たっては、基本的に以下の項目に分けて積算を行う。

- a. 本体事業費
- b. 本体事業費に関するプライスエスカレーション

- c. 本体事業費に関する予備費
- d. 建中金利
- e. コミットメントチャージ
- f. コンサルタント費（プライスエスカレーションと予備費を含む）
- g. その他1（融資非適格項目）
 - ①用地補償等
 - ②関税・税金
 - ③事業実施者の一般管理費
 - ④他機関建中金利
- h. その他2
 - ①完成後の委託保守費
 - ②初期運転資金
 - ③移転地整備にかかる費用
 - ④研修・トレーニング費用、広報・啓蒙活動等に要する費用
 - ⑤当該事業実施に伴い追加的に必要となる管理費

このうち、下線部についてはその算出方法等を JICA から指示することがある。

2) 事業費の算出様式

事業については、別途 JICA が提供するコスト計算支援システム（Excel ファイル）の様式にて提出する。なお、同様式については、事業費を事業実施期間の各暦年へ割り振った形式となっている。

3) 準拠ガイドライン

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月版）を参照する。

4) 積算総括表

積算に当たっては、共通仕様書第14条に基づき、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して積算総括表を作成し、JICA に対しその内容を説明し、確認を得ることとする。

(12) 概略事業費にかかるコスト削減の検討

本事業の概算事業費算出にあたっては、以下の1)～4)を踏まえ、コスト削減策を検討する。同削減策（含む効果など）については、JICA と協議し、その結果を別途 JICA が指示する様式にとりまとめ、ドラフト・ファイナルレポート提出時に合わせて提出することとする。検討に際しては、外務省がホームページで公表している「ODA の点検と改善 2007」別添資料「ODA コスト総合改善プログラム」の趣旨を理解すること。

1) 最適計画の策定

本調査において、施工方法、施工技術、契約方式等の各観点から標準的な実施計画とコスト削減の可能性のある代替計画案を比較・検討しつつ、事業費を含めて最も効率的な最適計画を策定する。

a. 施工方法にかかる最適化

標準的な施工方法と、工期短縮などによりコスト削減の可能性がある施工方法を比較・検討する。

b. 施工技術にかかる最適化

標準的な施工技術と、コスト削減の可能性がある先進的な施工技術を比較・検討する。

c. 契約方式にかかる最適化

標準的な契約方式と、コスト削減の可能性がある他の契約方法を比較・検討する。

2) 附帯的施設の再検討

附帯的施設については、従来の標準的な規模や規格に対して再検討を行うことなどを通じてコスト削減を図る。

3) 事業計画の一部見直し

本事業の規模や機能の検討にあたって、コンサルタントが従来どおり検討して作成する事業計画に対して一部見直しや工夫を行うことにより、一層効率的な事業計画となるようコスト削減を図る。

4) 適正な工期設定

本事業の完成まで適正な工期を設定することにより、コスト削減を検討する。また、調達ロットについても、入札による競争原理を通じたコスト削減を図るためのロット分けの方法についても、かかる工期設定の段階において先方実施機関と十分に協議し、検討することとする。

(13) 事業実施体制の確認

本事業の実施体制について確認を行う。具体的には以下の項目について再確認・情報のアップデートを行い、留意すべき事項について整理し、経営改善の必要性につき助言する。

- A) 事業実施体制の確認 (PMU : Project Management Unit の設立等)
- B) 工業省・第三重工業公社・チャンギンセメント工場の所掌業務、組織構造、人員体制の確認 (法的な位置づけを含む)
- C) 工業省・第三重工業公社・チャンギンセメント工場の当該類似事業実施の経験
- D) 工業省・第三重工業公社・チャンギンセメント工場の財務・予算状況 (貸借対照表・損益計算書・キャッシュフロー計算書の分析など含む)

(14) 維持管理体制

本事業のチャンギンセメント工場の維持管理体制、石炭資源と供給に係る維持管理体制について確認を行う。具体的には以下の項目について再確認・情報のアップデートを行い、留意すべき事項について整理する。併せて、コンサルティングサービスによる技術支援の必要性についても検討する。

- A) 維持管理体制の確認
- B) 維持管理体制の所掌業務、組織構造、人員体制の確認 (法的な位置づけを含む)
- C) 維持管理体制のうち本事業に関連する部署の役割、人員体制等の確認 (法的な位置づけを含む)

- D) 維持管理機関の財務分析 (①天然ガス燃料、②石炭燃料、③天然ガス・石炭燃料の場合)・財務シミュレーション
- E) 維持管理費用の予算状況
- F) 維持管理機関の生産技術水準 (生産物の質やその改善など)
- G) 維持管理機関の維持管理技術水準
- H) 維持管理機関の実績
- I) 維持管理機関の経営管理・経営戦略能力水準 (2015年 ASEAN 統合後を見据えたマーケティングや販路開拓など)

(15) 環境社会配慮

- A) JICA 環境社会配慮ガイドライン (2010年4月) に基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案を更新する。また、相手国等と協議の上、調査結果を整理する形で、JICA 環境社会配慮ガイドライン (2010年4月) の環境チェックリスト案を更新する。
- B) 環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下の通り。
 - a. ベースとなる環境社会の状況 (土地利用、自然環境、先住民族の生活区域、及び経済社会状況等) の確認
 - b. 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認
 - ① 環境配慮 (環境影響評価、情報公開等) に関連する法令や基準等
 - ② JICA 環境社会配慮ガイドライン (2010年4月) との乖離
 - ③ 関係機関の役割
 - c. チャンギンセメント工場の現状把握 (セメント灰の影響確認など)
 - d. スコーピング (事業を実施するにあたって考慮すべき環境社会項目とその評価方法を明らかにすること) の実施
 - e. 影響の予測
 - f. 影響の評価および代替案 (ゼロオプションを含む) の比較検討
 - g. 緩和策 (回避・最小化・代償) の検討
 - h. 環境管理計画・モニタリング計画 (実施体制、方法、費用など) の検討
 - i. 予算・財源・実施体制の明確化
 - j. ステークホルダー協議の開催支援 (実施目的、参加者、協議内容等)

(16) 本事業の評価

本事業の効果について、1) 定量的効果、2) 定性的効果に分類して評価する。定量的効果については、経済財務分析 (FIRR、EIRR の算出) を行う。その際、新規セメント工場とのコスト・便益比較を実施する。定量的指標 (運用・効果指標) 及び定性的効果指標については、既に先方と合意した指標の確認、燃料の併用 (天然ガス・石炭)・石炭への転換による指標の変更・追加についての検討を行う。

(17) 現地調査結果の報告

- 1) 現地調査の結果を JICA 「ミ」 国事務所へ報告する。

- 2) JICA 東南アジア・大洋州部及び JICA 産業開発・公共政策部に対し、現地調査の結果を報告し、今後の対応につき協議する。

(18) ドラフト・ファイナルレポートの作成・説明・協議

本事業の妥当性・必要性、事業の運用・効果指標、事業実施体制、維持管理体制、環境社会配慮などをドラフト・ファイナルレポートとして取りまとめ、JICA へ提出し、「ミ」国関係機関に説明・協議し、基本的了解を得る。

(19) ファイナルレポートの作成

ドラフト・ファイナルレポートに対する「ミ」国関係機関及び JICA のコメントを反映させ、ファイナルレポートを作成する。

7. 成果品等

(1) 調査報告書

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、3) ファイナルレポートとする。

1) インセプション・レポート

記載事項：調査の基本方針、調査方法、作業工程、要員計画など

提出時期：2013年7月下旬

提出部数：英文15部、ミャンマー語要約10部、電子データ

2) ドラフト・ファイナルレポート

記載事項：全調査結果

提出時期：2013年11月初旬

提出部数：英文15部、ミャンマー語要約10部、和文要約5部、電子データ

3) ファイナルレポート

記載事項：ドラフト・ファイナルレポートに対するコメントに対応して必要な修正を行ったもの

提出時期：2013年1月下旬

提出部数：製本版：英文15部、ミャンマー語要約10部、和文要約5部、電子データ

簡易製本版(注)：英文15部、ミャンマー語要約10部、和文要約5部、電子データ

(注)製本版が一定期間非公開となる情報を含むため、一定期間非公開となる情報を除いた簡易製本版を作成し、終了後速やかに公開するもの。一定期間非公開となる情報は原則以下のとおりであるが、具体的な削除対象箇所については、別途監督職員と業務主任者が協議の上決定することとする。

- ① コスト積算、調達パッケージ、コンサルティングサービスの人月・積算、経済財務分析に含まれるコスト積算関連情報

- ② 実施機関の経営・財務情報のうち、公開されていない情報
- ③ 民間企業の事業や財務に関わる情報

(2) 調査業務報告書

記載事項：調査業務日とその概要
提出時期：毎月
提出部数：1部

(3) 作成資料及び収集資料

記載事項：作成及び収集した資料、データ及びそのリスト
提出時期：その都度
提出部数：1部

(4) 会議資料（協議議事録 M/M）

記載事項：コンサルタントと「ミ」国側との各種協議の結果
提出時期：その都度
提出部数：1部

(5) 現地調査計画書、現地調査結果概要報告書

記載事項：現地調査の計画、現地調査の報告事項（現地調査前後の会議時に活用）
提出時期：現地調査出発前及び現地調査から帰国後
提出部数：3部

(6) デジタル画像集

記載事項：プロジェクト対象サイト等のデジタル画像
提出時期：ファイナルレポートと同時提出
提出部数：CD-R 2部

(7) ファイナルレポートの印刷及び電子化の仕様報告書の作成・印刷仕様

1) 印刷仕様

ファイナルレポートについては、製本することとし、その他の報告書等は簡易製本（表紙なし/ホチキス止め可）とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

2) 報告書作成にあたってのその他留意事項

- a. 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。
- b. 報告書については、効率良く理解できるよう、図表・チャート類を有効に活用すること。
- c. 転載する図表等には必ずその出典を明記すること。
- d. 図表リスト、略語リスト及び参考文献リストを適切な位置に記載すること。
- e. 報告書全体を通じて固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。
- f. 英文報告書は必ず経験・知識とも豊富なネイティブ・スピーカーの校閲を受けること。「ミ」

国側に対する説明資料についても、可能な限り同様の扱いとすること。

- g. 各報告書表紙の裏面には、調査時に用いた通貨換算率とその適用年月日を記載すること。
- e. 報告書が分冊方式になる場合には、例えば本編とデータの根拠との照合が簡易に行えるように工夫を施すこと。
- f. 報告書の作成にあたっては、装丁等が華美になりすぎないように、常識の範囲内で極力コストダウンを図ること。
- g. 先方政府との説明・協議にかかる議事録は、報告書に添付して提出する。その他、JICAが必要と認め提出を求めたものについて提出する。

第3 業務実施上の条件

1. 調査工程

調査工程は以下のとおりである。なお、作業工程に係る合理的な提案があれば、具体的な理由とともに提案することを認める。

項目	時期	2013年 7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
国内準備作業		□						
インベションレポート提出		△						
第一次現地調査			■					
第一次国内作業				□				
第二次現地調査				■				
第二次国内作業					□			
ドラフト・ファイナルレポート提出						△		
第三次現地調査						■		
帰国後国内作業							□	
ファイナルレポート提出								△

2. 業務量の目途と業務従事者の構成

(1) 業務量の目途

全体：約 13.5M/M

(2) 業務従事者の構成

要員計画の構成分野（案）を以下に示す。調査内容及び工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合は、理由を含めてプロポーザルにて提案すること。なお、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- 1) 総括／産業分析（2号）
- 2) 工業プラント経営・経済財務分析
- 3) 石炭資源分析・石炭関連インフラ整備（3号）
- 4) プラント設備
- 5) 環境・社会配慮

3. 現地再委託

現地での調査を効率的に行うにあたって、一部業務を現地のコンサルタント、大学等に委託することを認める。コンサルタントが現地再委託が適当と思われる項目がある場合は、プロポーザルにその理由を付して、業務内容、数量等を提案すること。

現地再委託の委託業者は「コンサルタント契約における現地再委託契約ガイドライン(2012年4月)」に則り選定及び契約し、委託業者の業務遂行に関して、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

4. 相手国の便宜供与

- (1) カウンターパートの配置
- (2) 各種データの提供
- (3) 作業スペースの提供

5. 配布・閲覧資料

(1) 配布資料

- ・ JICA 有償資金協力専門家「プラント改修計画策定支援専門家派遣」にて収集された情報

(2) 閲覧資料

- ・ JICA 「ミャンマー国 石炭火力発電分野 情報収集・確認調査」

(<http://libopac.jica.go.jp/> から入手)

- ・ JICA 「ミャンマー国 国有企業に係る情報収集・確認調査」

(<http://libopac.jica.go.jp/> から入手)

- ・ ADB 「Myanmar: Energy Sector Initial Assessment」

(<http://www.adb.org/documents/myanmar-energy-sector-initial-assessment> から入手)

6. 調査用資機材について

本業務の実施のために、本邦から携行するコンサルタント所有の資機材のうち、コンサルタントが本邦に持ち帰らないものであって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うものとする。

コンサルタントは、業務遂行上必要な調査用機材があればプロポーザルにて提案し、その価格を見積もりに含めること。

7. 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICAミャンマー事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

以上